

提出書類一覧【継続認定用(特別認定に変更する・扶養手当が認定されない者)】

[illegible]

※1 県立学校の組合員は、学校事務センター経由で提出し扶養手当認定状況の証明を受けてください。県機関（県立学校を除く）の組合員は、庶務事務システムから出力した「扶養親族届」（扶養手当の取消が承認されたもの）を添付してください。

※2 収入の種類を確認します。海外居住のため課税・非課税証明書が発行されない場合は、除票された住民票または1月1日に国内にいないことがわかる書類（パスポート等）の写しが必要です。

※ 3 年金証書のみしか発行されていない場合は（支給初年度など）、年金証書の写しを提出してください。障害年金や遺族年金等の非課税年金も含めた全ての年金の書類を提出してください。個人年金については、必要経費は控除しないため、必要経費控除前の金額がわかる通知書の写しが必要です。課税・課税証明書に記載の年金額より多い金額となっていることを確認してください。（課税証明書の金額が多い場合、他に年金を受給されているかないかご確認ください。）

※4 アルバイト等の収入がある場合は、認定日の直近3か月分の給与明細書の写しまたは給与等支払証明書（給付様式第2-6号）を提出してください。

※5 扶養理由申立書の申立欄に交通費を含め、収入の限度額内で働く見込みであることを記載してください。給与収入以外がある場合や雇用契約書から年間収入が算出できない場合等は対象外になります。

※6 前年の確定申告等の収入で判断します。収入から共済組合で必要経費と判断したものを控除した額が、収入要件以内でなければ認定できません。確定申告の必要経費とは異なります。
詳細は共済事務の手引き(資格編)をご確認ください。

※ 7 他の扶養義務者については、「別紙被扶養者の扶養義務者について」をご確認ください。組合員の収入が他の扶養義務者の収入よりも少ない場合、その差額が収入の多い方の1割以内でなければ認定できません。ただし、組合員の収入の方が少ないが、他の扶養義務者が被扶養者を認定できない場合は（先に取消されてしまった場合）、相手と生計維持関係がない旨等を「扶養協議書」に記入してください。

離婚による扶養義務の場合は、親権が分かる書類の写し（戸籍謄本、裁判所の親権が決定した通知等）でも代替できます。

※ 8 海外居住のため、住民票が国内にない場合および生活基盤が海外にある場合は認定できません。留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等は国内居住要件の例外のため、認定対象になります。この場合は、渡航理由がわかる書類を提出してください。（ビザ、学生証、在学証明書、海外赴任辞令、ボランティア派遣期間の証明書、出生や婚姻等を証明する書類等。外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」が必要です。その他は、翻訳者の署名も必要です。）

※ 9 4月に継続認定の手続きを行わずに、検認時に遡って収入等の要件確認を行います。検認時に被扶養者の課税・非課税証明書と収入の確証書類（給与等の月々の支給明細書の写し、最新の年金決定・改定通知書の写し、確定申告書類の写し等）を提出していただきます。提出できない場合や収入超過していた場合は遡って取消しになりますので、就職や収入超過等が分かった場合は、検認を待たずに速やかに取消の手続きを行ってください。